

平成 30 年 8 月 17 日

平成 29 年度「学校いじめ防止基本方針」の取組状況に係る調査について

本調査は、平成 29 年度の各学校の「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の状況について点検を行い今後の課題を明らかにすることで、その実効性を高め、児童生徒の学校生活における安全の確保をより一層高めるために実施した。

1 調査方法等

(1) 調査対象期間

平成 29 年度間 ※一部、平成 29 年 3 月を含む質問項目あり

(2) 調査方法

県立学校については直接、公立の小・中・義務教育学校については、各教育事務所及び各市町村教育委員会を通じて資料 2 の 33 の質問項目からなる調査用紙を配付して提出を求めた。

(3) 調査対象

ア 公立小学校 312 校（公立義務教育学校 1 校を含む）

イ 公立中学校 158 校（公立義務教育学校 1 校を含む）

ウ 公立高等学校 76 校

エ 公立特別支援学校 14 校 合計 560 校

※ 平成 29 年度で閉校になった学校、平成 30 年度に統合された学校、新設された学校については原則として調査対象から除いたこと。

※ 公立高等学校数は、全日制、定時制、通信制、分校をそれぞれ 1 校として計上したもの。

2 調査結果の概要

(1) 国のいじめ防止等のための基本的な方針（平成 29 年 3 月 14 日改定）の主な改定部分に関わる質問項目について

ア 学校いじめ防止基本方針の改定状況について【質問項目 1(1)】

- 平成 30 年 3 月までに学校いじめ防止基本方針の改定を行った学校は 96.8% であり、改定を行っていない学校は 3.2% であった。

イ 学校いじめ対策組織の取組の実施について【質問項目 2(4)】

- 学校いじめ対策組織の取組として、90% 以上の学校で実施されている内容は、[ア] いじめの未然防止のための環境づくり（99.1%）、[イ] 相談・通報窓口としての役割（90.4%）、[ウ] 情報収集と記録及び共有（99.5%）、[エ] いじめであるか否かの判断（96.6%）、[オ] 保護者と連携した対応（91.6%）であった。
- [カ] 年間計画の作成・実行・検証・修正は 89.6%、[キ] 校内研修の企画・実施は 89.5%、[ク] 基本方針の検証、見直しは 89.3% であった。
- [ケ] 学校いじめ対策組織の児童生徒への周知は 64.8%、[コ] 学校いじめ対策組織の保護者への周知は 85.7% であった。学校いじめ対策組織の存在及び活動についての周知が、他の役割に比べ実施の割合が低い。

ウ 学校評価の項目として位置付けている内容について【質問項目 2(6)】

- ・ [ア] いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組を位置付けている学校が最も多く（87.7%）、次いで、[ウ] 定期的・必要に応じたアンケート（74.8%）、[エ] 個人面談・保護者面談の実施（65.4%）、[イ] 早期発見・事案対処のマニュアルの実行（62.1%）という結果になった。

エ 教職員の研修について【質問項目 3】

- ・ 学校いじめ防止基本方針に教職員の研修について盛り込まれている学校は 96.6% であり、盛り込まれていない学校は 3.4% であった。
- ・ 教職員の研修の実施予定回数は 2 回が最も多く（41.8%）、次いで 1 回（33.2%）、3 回（15.1%）という結果になった。
- ・ いじめの防止に資する取組が体系的・計画的に行われるよう、年間計画を作成し、教職員の共通理解が図られるような取組については、87.0% の学校が実施し、13.0% の学校で行われていなかった。
- ・ アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルを定め、教職員の共通理解が図られるような取組については、95.2% の学校が実施し、4.8% の学校で行われていなかった。

オ 学校いじめ防止基本方針の周知について【質問項目 4(2)ク】

- ・ 学校いじめ防止基本方針の内容を、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明した学校は 69.7% であり、説明しなかった学校は 30.3% であった。

カ いじめ事案への対処について【質問項目 2(3)、5(2)ケ、コ】

- ・ いじめと疑われる事案があった学校のうち、その事案の全てについて、学校いじめ対策組織の会議において情報共有した学校は 96.9% であり、3.1% の学校で情報共有が行われていなかった。
- ・ 児童生徒からの相談に対して、学校の教員が迅速に対応した学校は 100% であった。
- ・ いじめの解消の定義によりいじめが解消したか否かを判断した学校は 96.3% であり、3.7% の学校でいじめの解消の定義に基づいた判断が行われていなかった。

(2) 平成 27 年度調査において課題となっていた項目について

【質問項目 4(2)】	H29	H27	差
ウ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進する	90.4%	70.7%	19.7
オ 学校いじめ防止基本方針をホームページや学校通信に掲載するなどして広報活動に努める	79.1%	41.2%	37.9
カ P T A や地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、連携協力した対応を図る	66.1%	37.9%	28.2

※ 平成 27 年度調査とは、平成 28 年 3 月 25 日付け教学第 1854 号により実施した「学校いじめ防止基本方針」の取組状況に係る調査であること

平成29年度「学校いじめ防止基本方針」の取組状況に係る調査【質問項目】

各質問項目に対応するいじめ防止対策推進法（以下、法という）及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」（以下、国方針という）の箇所を、「法・国方針との関連」の欄に示している。

質問項目	法・国方針との関連
1 学校いじめ防止基本方針の改定について	
(1) 国のいじめ防止等のための基本的な方針（平成29年3月14日改定）（以下、「国の方針」という。）を参考し、学校いじめ防止基本方針の改定を行った時期はいつか。 ア 平成29年3月 イ 平成29年4月 ウ 平成29年5月 エ 平成29年6月 オ 平成29年7月 カ 平成29年8月 キ 平成29年9月 ク 平成29年10月 ケ 平成29年11月 コ 平成29年12月 サ 平成30年1月 シ 平成30年2月 ス 平成30年3月 セ 改定を行っていない	法第13条 国方針第2の3(2) p.25
(2) (1)でア～スと回答した学校のうち、国の方針を参考して改定した学校いじめ防止基本方針について、全教職員に周知した時期はいつか。 ア 平成29年4月 イ 平成29年5月 ウ 平成29年6月 エ 平成29年7月 オ 平成29年8月 カ 平成29年9月 キ 平成29年10月 ク 平成29年11月 ケ 平成29年12月 コ 平成30年1月 サ 平成30年2月 シ 平成30年3月 ス 一部の教職員にのみ周知し、全教職員に周知していなかった	法第8条 国方針第2の3(2) p.24
2 学校体制について	
(1) 学校いじめ防止基本方針で定めた学校におけるいじめ防止等の対策のための組織（以下、「学校いじめ対策組織」という。）の会議を開催したか。	国方針第2の3(3) pp.26-28
(2) いじめと疑われる事案はあったか。	
(3) いじめと疑われる事案の全てについて、学校いじめ対策組織の会議において情報共有したか。	国方針第2の3(3) pp.26-27
(4) 学校いじめ防止基本方針で定めた、学校いじめ対策組織の取組としてどのようなことを実施したか。 ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行った イ 窓口としていじめの相談・通報を受け付けた ウ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録及び共有を行った エ いじめに係る情報があった時に緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等による事実関係の把握を行い、いじめであるか否かの判断をした オ いじめられている児童生徒に対する支援、いじめている児童生徒に対する指導の体制・対応方針を決定し、保護者と連携した対応を組織的に実施した カ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行った キ いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施した ク 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているかについて検証を行い、その見直しを行った ケ 学校いじめ対策組織の存在及び活動について、児童生徒に対し周知した コ 学校いじめ対策組織の存在及び活動について、保護者に対し周知した	国方針第2の3(3) pp.26-27
(5) 学校いじめ対策組織の判断の結果、いじめと認知した事案はあったか。	法第23条第2項 国方針第1の5 p.5

質問項目	法・国方針との関連
(6) 学校いじめ防止基本方針におけるいじめの防止等のための取組の中で、学校評価の評価項目に位置付けているのはどれか。 ア いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組 イ 早期発見・事案対処のマニュアルの実行 ウ 定期的・必要に応じたアンケート エ 個人面談・保護者面談の実施 オ 校内研修の複数回の実施 カ その他	法第34条 国方針第2の3(2) p.25
(7) 学校いじめ防止基本方針に、重大事態（疑いも含む）が発生した場合の対応が示されているか。	法第28条第1項
③ 教職員の研修について	
(1) 学校いじめ防止基本方針に、いじめに関する教職員の研修の実施について盛り込まれているか。	
(2) 学校いじめ防止基本方針に、いじめに関する教職員の研修の実施について盛り込まれている学校において、基本方針の計画では、研修を何回実施する予定であったか。	
(3) 教職員の研修の回数について、計画通りまたは計画を超える回数を実施したか。	法第18条第2項 国方針別添2 p.1, 10
(4) (3)で「いいえ」と回答した学校だけ回答 教職員研修の実施回数が、計画を下回った原因として考えられる学校としての課題は何か。（複数回答可） ア 学校いじめ対策組織の危機意識が低かった イ 学校いじめ防止基本方針の確認が不十分であった ウ 日程等実施計画の見通しが甘かった エ その他	
(5) いじめ防止対策推進法で規定されているいじめの定義について、教職員の共通理解が図られるような取組が行われていたか。	
(6) (5)において、教職員の共通理解が図られるような取組が行われていなかった場合、行われなかつた原因として考えられる学校としての課題は何か。（複数回答可） ア 学校いじめ対策組織の危機意識が低かった イ 学校いじめ防止基本方針の確認が不十分であった ウ 校内の情報共有が不足していた エ その他	法第18条第2項 国方針別添2 p.1, 10
(7) いじめの防止に資する取組が体系的・計画的に行われるよう、その具体的な指導内容の年間計画を作成し、教職員の共通理解が図られるような取組が行われていたか。	
(8) (7)において、教職員の共通理解が図られるような取組が行われていなかった場合、行われなかつた原因として考えられる学校としての課題は何か。（複数回答可） ア 学校いじめ対策組織の危機意識が低かった イ 年間計画を作成していなかつた ウ 校内の情報共有が不足していた エ その他	国方針第2の3(2) p.24

質問項目	法・国方針との関連
(9) アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルを定め、教職員の共通理解が図られるような取組が行われていたか。	
(10) (9)において、教職員の共通理解が図られるような取組が行われていなかった場合、行われなかつた原因として考えられる学校としての課題は何か。(複数回答可)	国方針第2の3(2) p.25
ア 学校いじめ対策組織の危機意識が低かった イ マニュアルを作成していなかつた ウ 校内の情報共有が不足していた エ その他	
4 いじめの防止、早期発見に係る取組について	
(1) いじめの未然防止のための取組として学校いじめ防止基本方針に盛り込まれていたのはどれか。	
ア 職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図る	法第8条 国方針別添2 p.1
イ 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行う	法第15条第1項 国方針第2の3(4) p.29
ウ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進する	法第15条第2項 国方針第2の3(4) p.29
エ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭等を積極的に活用して相談にあたる	法第16条第3項 国方針別添2 p.5
オ 学校いじめ防止基本方針をホームページや学校通信に掲載するなどして広報活動に努める	国方針第2の3(2) p.25
カ P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、連携協力した対応を図る	法第8条 国方針第1の7(4) p.7
キ インターネット上のいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施する	法第19条第1項
ク 学校いじめ防止基本方針の内容を、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する	国方針第2の3(2) p.25
(2) (1)で示したア～クのうち、いじめの未然防止のための取組として実際に行ったのはどれか。	
(3) 学校いじめ防止基本方針の計画では、児童生徒に対するいじめアンケートを何回実施する予定であったか。	
(4) 児童生徒に対するいじめアンケートの回数について、計画通りまたは計画を超える回数で実施したか。	
(5) (4)で「いいえ」と回答した学校だけ回答 児童生徒に対するいじめアンケートの実施回数が、計画を下回った原因として考えられる学校としての課題は何か。(複数回答可)	法第16条第1項 国方針第2の3(4) p.29
ア 学校いじめ対策組織の危機意識が低かった イ 学校いじめ防止基本方針の確認が不十分であった ウ 校内の情報共有が不足していた エ その他	

質問項目	法・国方針との関連
(6) 学校いじめ防止基本方針の計画では、児童生徒に対する個人面談を何回実施予定であったか。	
(7) 児童生徒に対する個人面談の回数について、計画通りまたは計画を超える回数で実施したか。	
(8) (7)で「いいえ」と回答した学校のみ回答 児童生徒に対する個人面談の実施回数が0回、または実施回数が計画を下回った原因として考えられる学校としての課題は何か。(複数回答可) ア 学校いじめ対策組織の危機意識が低かった イ 学校いじめ防止基本方針の確認が不十分であった ウ 校内の情報共有が不足していた エ その他	国方針第2の3(4) p.30
(9) 学校いじめ防止基本方針の計画では、保護者に対するいじめアンケートを何回実施予定であったか。	
(10) 保護者に対するいじめアンケートの回数について、計画通りまたは計画を超える回数で実施したか。	
(11) 保護者に対するいじめアンケートの実施回数が0回、または実施回数が計画を下回った原因として考えられる学校としての課題は何か。(複数回答可) ア 学校いじめ対策組織の危機意識が低かった イ 学校いじめ防止基本方針の確認が不十分であった ウ 校内の情報共有が不足していた エ その他	
(12) 「24時間子供 SOS ダイヤル」等の県内におけるいじめの相談窓口について、児童生徒に周知を行ったか。(平成29年5月の紹介カード配付を含む。)	国方針第1の7(1) p.8
5 いじめ事案への対処について	
(1) いじめ事案への対処として学校いじめ防止基本方針に盛り込まれているのはどれか。	
ア いじめを発見したり、いじめの疑いがある旨の通報があつたりした場合、特定の教員が抱え込むことなく、組織的な対応をする	法第23条第1項 国方針第2の3(4) p.30
イ いじめの事実確認の結果を、学校の設置者に報告する	法第23条第2項
ウ いじめられている児童生徒及びいじめを知らせた児童生徒の身の安全を最優先に考え対応する	法第23条第4項 国方針第1の7(1) p.7
エ いじめている側の児童生徒には、毅然とした態度で指導にあたる	法第23条第3、4項 国方針別添2 p.8
オ いじめられている児童生徒及びいじめている児童生徒の保護者にいじめに係る情報を連絡する	法第23条第5項 国方針別添2 p.6
カ いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせるよう指導する	国方針第1の7(1) p.6 国方針別添2 p.8
キ 教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て対応にあたる	法第8条 国方針別添2 p.6
ク 警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力し対応にあたる	法第8条、第23条第6項
ケ 児童生徒からの相談に対しては、学校の教職員が迅速に対応する	法第16条第3項 国方針第2の3(4) p.30
コ いじめの解消の定義により、いじめが解消したか否かを判断する	国方針第2の3(4) p.30
(2) (1)で示したア～ケのうち、いじめ事案への対処として実際に行ったのはどれか。	

資料3

平成29年度調査結果と平成27年度調査結果の比較

岩手県教育委員会

2 学校体制について

(1) 学校いじめ対策組織の会議を開催したか

	小	中	高	特	計
平成29年度	99.0%	99.4%	96.1%	100.0%	98.8%
平成27年度	96.4%	95.0%	90.8%	100.0%	95.3%
差	3%	4%	5%	0%	3%

(2) いじめと疑われる事案はあったか

	小	中	高	特	計
平成29年度	90.7%	92.4%	86.8%	100.0%	90.9%
平成27年度	73.9%	72.0%	90.8%	64.3%	75.3%
差	17%	20%	-4%	36%	16%

(3) いじめと疑われる事案全てを、学校いじめ対策組織で情報共有したか

	小	中	高	特	計
平成29年度	96.8%	95.9%	98.5%	100.0%	96.9%
平成27年度	87.7%	81.9%	76.8%	66.7%	84.0%
差	9%	14%	22%	33%	13%

3 教職員の研修について

(1) 基本方針に教職員の研修が盛り込まれているか

	小	中	高	特	計
平成29年度	97.4%	94.9%	97.4%	92.9%	96.6%
平成27年度	96.7%	93.8%	94.7%	64.3%	94.8%
差	1%	1%	3%	29%	2%

(5) いじめの定義の共通理解を図る取組を実施したか

	小	中	高	特	計
平成29年度	99.7%	100.0%	97.4%	92.9%	99.3%
平成27年度	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
差	0%	0%	-3%	-7%	-1%

4 いじめの防止、早期発見に係る取組について

(1) 未然防止取組として基本方針に盛り込まれているもの

ア いじめ問題についての教職員間の共通理解

	小	中	高	特	計
平成29年度	99.4%	97.5%	97.4%	92.9%	98.4%
平成27年度	97.3%	97.5%	93.4%	85.7%	96.6%
差	2%	0%	4%	7%	2%

イ 道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ指導

	小	中	高	特	計
平成29年度	98.4%	98.1%	88.2%	85.7%	96.6%
平成27年度	97.3%	96.3%	94.7%	100.0%	96.7%
差	1%	2%	-7%	-14%	0%

ウ 児童・生徒会活動等を通じて、人間関係や仲間作りを促進

	小	中	高	特	計
平成29年度	96.8%	94.3%	96.1%	92.9%	95.9%
平成27年度	90.9%	93.2%	89.5%	85.7%	91.2%
差	6%	1%	7%	7%	5%

エ スクールカウンセラー等を積極的に活用した相談

	小	中	高	特	計
平成29年度	95.8%	95.6%	96.1%	85.7%	95.5%
平成27年度	81.8%	93.8%	86.8%	64.3%	85.3%
差	14%	2%	9%	21%	10%

オ 学校いじめ防止基本方針の広報活動に努める

	小	中	高	特	計
平成29年度	79.2%	79.7%	93.4%	85.7%	81.4%
平成27年度	53.2%	46.6%	84.2%	71.4%	55.9%
差	26%	33%	9%	14%	26%

カ PTAや地域との連携協力した対応

	小	中	高	特	計
平成29年度	83.7%	77.8%	86.8%	78.6%	82.3%
平成27年度	80.2%	80.1%	89.5%	78.6%	81.4%
差	3%	-2%	-3%	0%	1%

(2) 未然防止の取組として実際に行なったもの

ア いじめ問題についての教職員間の共通理解

	小	中	高	特	計
平成29年度	100.0%	100.0%	98.7%	100.0%	99.8%
平成27年度	97.9%	97.5%	96.1%	92.9%	97.4%
差	2%	3%	3%	7%	2%

イ 道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ指導

	小	中	高	特	計
平成29年度	98.4%	98.7%	73.7%	92.9%	95.0%
平成27年度	93.9%	85.1%	60.5%	92.9%	87.1%
差	4%	14%	13%	0%	8%

ウ 児童・生徒会活動等を通じて、人間関係や仲間作りを促進

	小	中	高	特	計
平成29年度	93.6%	86.7%	82.9%	100.0%	90.4%
平成27年度	73.6%	74.5%	51.3%	64.3%	70.7%
差	20%	12%	32%	36%	20%

エ スクールカウンセラー等を積極的に活用した相談

	小	中	高	特	計
平成29年度	91.3%	98.7%	100.0%	92.9%	94.6%
平成27年度	70.2%	90.1%	89.5%	42.9%	77.6%
差	21%	9%	11%	50%	17%

オ 学校いじめ防止基本方針の広報活動に努める

	小	中	高	特	計
平成29年度	77.2%	73.4%	97.4%	85.7%	79.1%
平成27年度	38.6%	37.9%	56.6%	57.1%	41.2%
差	39%	36%	41%	29%	38%

カ PTAや地域との連携協力した対応

	小	中	高	特	計
平成29年度	70.5%	63.3%	56.6%	50.0%	66.1%
平成27年度	41.3%	37.9%	25.0%	28.6%	37.9%
差	29%	25%	32%	21%	28%

(4) 児童生徒アンケートを計画通り実施したか

	小	中	高	特	計
平成29年度	99.7%	93.7%	98.7%	100.0%	97.9%
平成27年度	97.0%	97.5%	92.1%	100.0%	96.6%
差	3%	-4%	7%	0%	1%

(10) 保護者アンケートを計画通り実施したか

	小	中	高	特	計
平成29年度	91.3%	89.2%	82.9%	85.7%	89.5%
平成27年度	78.7%	73.3%	64.5%	50.0%	74.7%
差	13%	16%	18%	36%	15%

(12) 相談窓口を周知したか

	小	中	高	特	計
平成29年度	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
平成27年度	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
差	0%	0%	0%	0%	0%

5 いじめ事案への対処について

(1) 事案対処として基本方針に盛り込まれているもの

ア 特定の教員が抱え込むことなく組織的対応

	小	中	高	特	計
平成29年度	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
平成27年度	99.7%	99.4%	100.0%	100.0%	99.7%
差	0%	1%	0%	0%	0%

ウ 被害児童生徒の安全を最優先に考えた対応

	小	中	高	特	計
平成29年度	99.0%	99.4%	100.0%	92.9%	99.1%
平成27年度	98.5%	98.8%	97.4%	92.9%	98.3%
差	1%	1%	3%	0%	1%

エ 加害児童生徒への毅然とした態度での指導

	小	中	高	特	計
平成29年度	96.8%	98.1%	100.0%	100.0%	97.7%
平成27年度	93.3%	96.9%	97.4%	100.0%	95.0%
差	3%	1%	3%	0%	3%

キ 保護者の協力を得た対応

	小	中	高	特	計
平成29年度	99.7%	99.4%	100.0%	100.0%	99.6%
平成27年度	97.6%	98.8%	100.0%	100.0%	98.3%
差	2%	1%	0%	0%	1%

ク 警察署等との連携協力した対応

	小	中	高	特	計
平成29年度	97.8%	97.5%	100.0%	78.6%	97.5%
平成27年度	95.7%	95.0%	100.0%	100.0%	96.2%
差	2%	2%	0%	-21%	1%

(2) 事案対処として実際に行ったもの

ア 特定の教員が抱え込むことなく組織的対応

	小	中	高	特	計
平成29年度	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
平成27年度	99.6%	99.1%	100.0%	100.0%	99.3%
差	0%	1%	0%	0%	1%

ウ 被害児童生徒の安全を最優先に考えた対応

	小	中	高	特	計
平成29年度	98.9%	100.0%	100.0%	100.0%	99.4%
平成27年度	90.1%	92.2%	100.0%	100.0%	92.4%
差	9%	8%	0%	0%	7%

エ 加害児童生徒への毅然とした態度での指導

	小	中	高	特	計
平成29年度	99.3%	99.3%	100.0%	100.0%	99.4%
平成27年度	93.0%	85.3%	78.3%	66.7%	88.1%
差	6%	14%	22%	33%	11%

キ 保護者の協力を得た対応

	小	中	高	特	計
平成29年度	98.9%	98.6%	98.3%	100.0%	98.8%
平成27年度	92.2%	94.8%	82.6%	66.7%	90.8%
差	7%	4%	16%	33%	8%

ク 警察署等との連携協力した対応

	小	中	高	特	計
平成29年度	36.3%	47.5%	61.7%	58.3%	43.2%
平成27年度	40.3%	46.6%	42.0%	44.4%	42.3%
差	-4%	1%	20%	14%	1%